

平成28年9月1日

## 第421回白石市議会定例会議案

## 目 次

第60号議案	教育委員会委員の任命について	・・・	1
第61号議案	平成27年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	・・・	2
第62号議案	平成27年度白石市水道事業会計利益の処分及び決算の認定並びに白石市下水道事業会計決算の認定について	・・・	3
第63号議案	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について	・・・	4
第64号議案	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について	・・・	6
第65号議案	宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について	・・・	8
第66号議案	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合格約の変更について	・・・	10
第67号議案	宮城県市町村自治振興センター規約の変更について	・・・	12
第68号議案	白石市生ごみ資源化事業所条例を廃止する条例	・・・	14

第 6 0 号議案

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市  
氏 名 高 橋 久  
生年月日

平成 2 8 年 9 月 1 日

白石市長 風 間 康 静

第 6 1 号議案

平成 2 7 年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 日

白石市長 風 間 康 静

第 6 2 号議案

平成 2 7 年度白石市水道事業会計利益の処分及び決算の認定並びに白石市  
下水道事業会計決算の認定について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 日

白石市長 風 間 康 静

第 6 3 号議案

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の  
変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定によ  
り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を別  
紙のとおり変更することについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5  
2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 日

白石市長 風 間 康 静

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の  
一部を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部  
を次のとおり変更する。

別表第1中「・富谷町」を削り、「大崎市」の次に「・富谷市」を加え、  
「吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合」を「吉田川流域溜池大和町外  
3市3ヶ町村組合」に改める。

附 則

この規約は、平成28年10月10日から施行する。

第 6 4 号議案

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の  
変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定によ  
り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙の  
とおり変更することについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条  
の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 日

白石市長 風 間 康 静



宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部  
を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更する。

別表第1中「・富谷町」を削り、「大崎市」の次に「・富谷市」を加え、「吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合」を「吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合」に改める。

附 則

この規約は、平成28年10月10日から施行する。

第 6 5 号議案

宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、宮城県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 日

白石市長 風 間 康 静

宮城県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

宮城県市町村職員退職手当組合同規約（昭和37年規約第3号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「東松島市」の次に「、富谷市」を加え、「、富谷町」を削る。

別表第2第2区の項中「栗原市」の次に「、富谷市」を加え、同表第5区の項中「、富谷町」を削る。

附 則

この規約は、平成28年10月10日から施行する。

第 6 6 号議案

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 日

白石市長 風 間 康 静

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の一部を変更する規約  
宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約（昭和27年5月2日宮城  
県議会議決）の一部を次のとおり変更する。

第5条第2項中「大崎市」の次に「、富谷市」を加え、「、富谷町」を削  
る。

別表中「大崎市」の次に「、富谷市」を加え、「、富谷町」を削る。

附 則

この規約は、平成28年10月10日から施行する。

第 6 7 号議案

宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、宮城県市町村自治振興センター規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 日

白石市長 風 間 康 静

宮城県市町村自治振興センター規約の一部を変更する規約  
宮城県市町村自治振興センター規約（平成5年宮城県（市町村）指令第8  
1号）の一部を次のように変更する。

第4条中「黒川郡富谷町」を「富谷市」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規約は、平成28年10月10日から施行する。

第 6 8 号議案

白石市生ごみ資源化事業所条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 日

白石市長 風 間 康 静



白石市生ごみ資源化事業所条例を廃止する条例

白石市生ごみ資源化事業所条例（平成15年白石市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。